

經濟と政治における自由の展生(二)

—その史的概観—

高橋 良三

三 (承前) 国民国家の強大な絶対主義権力も、それ自体の内にもつ諸々の矛盾にゆきふられて、漸次變貌の道を歩まざるを得なかつた。重商主義を崩壊に導いた事態の推移はどの国民国家にも先後して訪れたのである。強権による拘束に対する批判と反撃は、經濟的發展とこれを支える思想的成熟の中に、次第に力を加えていつたのである。重商主義はそれ自らの衰弱の種を蒔いたといえよう。けだし、重商主義の拜金思想は中世的禁欲主義や節儉生活の重圧の中から個人を解き放つものであり、また、それによって、商業活動を通じて富の増殖を図るための新しい発想と思考方法とが形成されることになつたからである。いうまでもなく、重商主義体制にあつては、個人の經濟活動も中央的権力の利益に即して営まれたものではあるが、この体制が育てあげた商業活動の伸張の中に、商行為に固有の私的營利の追求とそのための事業の開発への志向が高まり、ついには、国家的統制の対象も方法も人々にとつて肯定し難いものにならざるをえなかつた。その結果は、重商主義的統制手段が、ついには個人的利益のための統制に変貌していく傾向となつて現われたのである。試みにイギリスについてこれを見れば、十七世紀の初頭にあつては、極めて細部に互つての經濟統制が政府自体の利益を目的として施行せられてい

たにも拘らず、エリザベス女王治世の末期になると、その統制は個別的規制から一般的規制へ、また政府の直接的利益のためというより特定社会階級（市民）の利益のためというふうに転移がおこなわれているのである。⁽¹⁾つまり、古い産業に課せられていた煩瑣な拘束から新しい産業を解き放つて、新興のマスファクチュアを助成しようとする方向を辿つたのである。統制法規の体系ともいべきイギリスの法制も新しい社会勢力の成長とともに次第にその適用が緩和されてゆき、個人的利益の増大のための機会を要求する個人的勢力を育て上げていったのである。こうして新興企業階級の経済的自由に対する要求は、商業の発展、統制の緩和、機械の発明といった諸契機に育くまれながら、重商主義的統制と両立し得ないまでに強力なものになったのである。

四 右に見たような新しい社会的諸勢力が機械の登場を迎えたところに産業革命が実現したのである。Kryにはじまる一連の繊維作業器械の発明改良と Roebuck や Watt などによる新しい動力機関の発明とが握手したところに生産力の飛躍的増大がもたらされた。十八世紀を通じて続々登場した機械が与えた直接的影響は、何よりもまず、旧い家内制生産から工場制生産への改変であったといえよう。個人が自己の工房で自分の道具を使って制作してたいわゆる家内工業が支配的であった時代にあつても、若干の株式組織もあれば、マスファクチュア生産のための資本ないし資本的設備も存在していた。そこへ新しい機械的生産手段が導入されると、これを購入するための資金も要るし、これを運転するための労働者も雇ひいれなくてはならない。更に、これによつて発爆的に増大した生産物—商品の販売のための組織も整備しなければならぬであろうし、原料資材の類を不斷に供給もしなくてはならない。資本の需要は急速に高まらざるをえなかつた。近代の意味での工場制生産が歴史

上にその姿を顕わしたのはまさにこの時期においてであったといふことができる。この新現象は生産の飛躍的増大をもたらしたばかりでなく、一切の社会制度の上にも瞠目すべき衝撃を与えた。また、綜劃運動 (Enclosure Movement) の名で知られているイギリスの農業革命も、その成果の程度こそ異なるが、ほぼ産業革命のそれと平行した過程を辿ったといえる。十五世紀の中葉にすでにこの運動の端緒はあったのであるが、十七世紀に一時中断して、十八世紀に至って再び勢いを盛り返した。運動の主導者は企業的小作人 (farmer) と領主であった。新しい農耕器械や肥料を使用するためには旧い協同耕作の制約をうけず、耕地を集約する必要があるが、これが土地の生産力を高め、引いては純益や地代を引上げることにもなる。議会は法律 (Enclosure Act) を制定して、その大規模かつ半強制的な推進をはかった。綜劃された農地はいわば私的所有権の確立した土地である。もはや何人の制肘もうけず自由に経営しうる土地である。増大した生産力と高い利潤に擁護されて、直営土地貴族も大農中農小農も、それぞれ都市の商業活動に対抗して農場経営に当ることができた。しかも、企業的小作人の発展は資本家的小作人 (large farmer) を育成し、中小農民の農業労働者への転落を代償としつつも、近代農業の範型にまで成長を遂げたのである。

個人的企業が国家の政治的諸拘束から解放されて自己に有利な経済活動を営みうる基盤となった諸制度は、概ね十七、八の両世紀間において用意されたといえる。すなわち、これなくしては個人企業制度は育つことができなかったであろうと考えられるような諸制度は、ほぼこの期間に形成されたのである。いうまでもなく、すべての制度は文化的複合体の一分肢である。あるものは既に完成しており、あるものは形成の途次にあるといった先後はあるにしても、すべては長期の歴史的過程の中で準備され、形成されて、この期に至って、新時代の構造

契機をなす諸要因が出揃ったといふことができるであろう。⁽²⁾ 私的所有にかかわる法的権利は遠くローマ時代から始まって十八世紀のイギリスに至るまで漸次強化の過程を辿つて来ているし、また、契約の神聖にかかわる法制についても同様のことがいえるであろう。独立生産者の集団も長い間に集積されて来て、これが資本の蓄積と企業家(資本家的所有者階級)との結合をまけて工場制生産様式の導入に一つの礎石を打ちたてたのである。重商主義時代のイギリスの大貿易商社も、ローマ時代の *collegia* から、中世期における或る種のギルドをへて株式組織(*joint-stock*)へとその発展の系譜をさぐることができる。企業経営のための会計制度も、十分洗練されたものとはなっていないにしても、その重要性は十分認識されていた。貨幣制度もその淵源は古く遡ることができ、十七、八世紀になって急激に活潑化したのである。信用制度についても事態は全く同様である。その発展は貨幣流通の拡大と平行しており、一六九一年の英蘭銀行の創設が貨幣制度にとつても信用制度にとつても、確乎とした社会的基盤を確立したときであつたといえよう。保険制度も十七世紀の末葉にはかなりの発展をとげて冒險的企業活動の支えになつた。中世における市(*Town fair*)⁽³⁾も重商主義時代を通じて存続し、これが自由競争による価格形成を促し、商人の社会的機能を認識させるとともに、彼らの営利行為の権利を容認させるまでに至つたのである。このようにして形成された当代の基本的経済諸制度や自由経済活動の範型は、後年の目覚ましい発展を経たものと比べれば、極めて幼稚なものに過ぎなかつたことはいうまでもない。だが、まさにこの時期から、古い澱んだ水が動きだしたのである。新しい経済的世界の流れが次第にその力を結集したのである。⁽³⁾

このような経済変動は、思想界、殊に、社会経済ないし社会生活を営む個人の位置にかかわる思想についての顕著な変化を伴わないわけにいかかつた。十七世紀におけるイギリスのプロテスタンティズムの運動は、神学

的権威主義を拒折し、宗教行事への政治的介入に制限を加え、個人的権利を強調した。拡大しつつある自由によるその積極的展開を期するためには、個人的創意に一段と十分な表現の機会が与えられなければならない。まさに十七世紀の後半になると、Newton は重力を発見し『自然哲学』(Philosophiae Naturalis Principia Mathematica, 1664.) を上梓したが、これが自然科学の急激な発展の端緒となったことは人々の知るところである。恒常不変の物理法則の発見とその定式化とは、個人の行為を指導する自然法則の探求に人々を馳り立てた。その結果として、社会生活を規律するものとして国家の存在が必要なものであるとか、望ましいものであるとかいった教説を無条件に受け容れる者は尠くなり、むしろ、国家権力が社会・経済生活に干渉しないことこそ望ましいことであり、必要なことであるとし、かれらの生活を規律するものは権力でなくてむしろ「自然の秩序」であるとする思想が次第に遍満していったのである。そして、このような新見解はやがて中世的基督教的自然法思想を改編して、信仰からでなく理性の立場から打ち建てるようになった。新しい哲学的基礎の上に編み上げられた新しい自然法理論は、遙かに歴史的時代を隔てたローマ帝国時代のそれと近代とを繋ぐ役割を果たしたかのように思われる。ストア哲学の影響下におかれたローマの法律家達は、一切の法律の根源であり、かつその総合でもあるような窮極的な自然の法則を探求したのである。その成果は、まさに近代的世界にみられると同様に、社会経済生活にとって極めて重要な財産や契約に関する法制となつて結実したのである。⁽⁴⁾

このような自然秩序の教義が典型的に頭われているものの中に J. Locke の『民政論』(Treatise on Civil Government, 1661.) がある。この著作の根底には、原初的な自然状態における人間は自由で平等で独立していて何らの従属関係にもおかれていなかったという想定があった。すなわち、人間の自然状態にあって人間相互の関係

を規律するものは自然法であるとして、国家の必要は、自然状態における行政的権力の欠如が呼びおこしたものであるとするのである。したがって、社会はその合意によってのみ国家的治配に従うのである。人間は本源的に生命、自由、財産について、自然かつ不可譲の権利を享有しているのであるから、人が創った政府がこれを勝手に制限したり圧縮したりできるものではない。それはまさに自然法を干犯するものであり、被害者によって覆滅されるに値いする犯罪といわねばならない。そして、このような思想は Hume や Hutcheson やフランス重農主義者たちの手でさらに洗練されたものに仕上げられていったのである。だが、自然法は、Mercier de la Riviere がいつているように、⁽⁶⁾人間がみだりに改変できぬものであり、事物の本質、人間の本性に根ざしておるもので、それはまさに神の意思の顕現にはかならない。それは神が人間の幸福のために与え給うた調和の大秩序なのである。

しかしながら、自然法は決して具体的には提示しえぬものである。論者はこれを自明のものとしていたが、それは凡ての人々にとって自明であつたわけではなく、ただ社会の内面に働いている法則を視る眼をもつた知識人にとってのみ自明の理であつたのである。自然法は外界の事物を観察することによって獲られる認識ではなくて、むしろ、内界の原理を発見することによってのみ顕わにされるものである。人間の自然状態を描くことによつて、いかにも科学的実証の根拠に基づく教説であるかのように装うてはいるけれども、所詮は封建的・中世的世界の伝統に立って、権利義務の固定した社会秩序を規定するスコラの慣用の踏襲にすぎないものである。かの Smith すら、この教説の科学的理論的説明への鍵を見出すことに成功したとは言ひ難いであろう。⁽⁶⁾自然法思想はそのものとしては極めて素朴曖昧なもので、近代生活の要求にそのまま妥当するには余りにも含蓄的な理念で

ある。しかし、近代経済生活の統一をその内側から支えた個人主義ないし自由放任の思想は、ここにその源流を求めることができる。社会の本源的客体は個人であつて、国家あるいは何らか抽象的な本体といったものではない。したがつて、国家の個人生活に対する干渉は最小限度に止められるべきものであり、また、生命、自由、所有といったいわゆる自然権の擁護に限定し集中されるべきものである。秩序ある経済体制は、国家権力による統制によつてでなくて、各個人の利己心に基づいて経営されるべきものである。自然法思想のこのような展開が、政治経済の基本的体制を果してカオスでなくて秩序の世界へ形成しえたであろうか。

五 近代の自由企業制度がその根底に個人主義思想を横たえていることは周知のところである。個人主義はいうまでもなく、個人に至高の尊厳を認める理念であり、人が固有する礼節と理性に信頼し、したがつて主体を超越する権威の存在を原理的には否認する立場をとるものである。《Individualism》は言葉としては比較的新しいものであるが、その理念は長い人間の精神史を貫いて見出すことができる。古代ギリシアではペロポネソス戦争時代に、集団よりも個人を讃える思潮が現われておるが、これが哲学的価値体系の中に明瞭に姿をみせたのは、ストア派哲学における自然秩序の探求と結びついてであつた。中世キリスト教にあつても、人間の平等と個人の価値がその教義の中核を形成する契機となつてゐることは誰しも認めるところであらう。しかし、このように長い歴史の伝統に立つてゐる個人主義の理念ではあるが、これが十八世紀に立つて、特に重大な意味をもつて語られるようになったには、もちろんそれだけの理由がなくてはならないはずである。前時代におけるこの理念の実践的効果は極めて散発的なもので時代の趨勢を変えてゐるものではなかつたが、十八世紀におけるそれは、当

代のヨーロッパ世界の政治・経済に新しい動勢を与え、その局面を一変させるほどの深刻な意味をもつ原理として妥当したのである。個人主義原理の経済体制への導入がもたらした効果は、過去の歴史的時代に比較するものを見出せないほど高度の発展であり、僅々二世紀足らずの間に示した経済的発展の記録はそれ以前の全人類に互るものよりも大きなものである。同様に、政治生活の場面においても、人間が政治的経済的自由を享受しつつ生きた期間は過去のいずれの時代よりも長いといえよう。

個人主義の理念は人間の精神史の中で古い座を占めているといつても、その顕現の仕方は時代により民族によつて異つており、したがつてその意義もまた異つて附与されてきたのである。例えば、ローマ人にとっての個人主義は特定の階層の者についてのみ重要性が認められていて、個人の権利に対立する権威の源流は純粹理性、正義、歴史、自然、神といったふうに配列されたものであった。H. Spencer の個人主義は De Tocqueville と同様にアナキズムへの接近を示すものであり、Saint Simon は神権政治の主張に通ずるものであった。このように、個人主義は時代により人によつて様々なニュアンスをもつて主張されているけれども、近代初頭期における政治家実業家思想家たちに理解されていたものは、何の曖昧さもないものであった。すなわち、重商主義の枠からの個人の解放を意味する点において、ひとしく特定の意義を担った原理とされていたのである。人々は自己を代表する政府を選ぶ自由を持つており、したがつてもし欲するならこれを革命する自由をもつ。個人的自由が政治体制の基本である。アメリカの独立宣言が、その冒頭で謳っているように、それはまさに政治の目的であつて手段ではない。これは政治のみならず、経済的世界においても至極明瞭かつ具体的である。すなわち、各個人は職業選択の自由を持ち、彼自身の経済的目的とこれを実現するための手段を選択する自由をもっている。また

人は彼の好むところに従って資源を使用し、彼の経済的判断を抑圧する重商主義的桎梏から脱却し、他人と自由に交易したり組織を造ったりすることができる。つまり、人は自己の好むままに自己の経済的在り方をしつらえ、自己の労働の成果を自由に享受し、国家的制約の最小の場で自己の仕事を管理する自由を持つのである。⁽⁷⁾このような個人の政治的経済的自由の原理が現実には果して何のような形で顕現されたかを明らかにするために、この理念のもつ他の側面、すなわち *Laissez faire* の思想についてみておかねばならない。

Laissez faire の主張は、いうまでもなく、個人主義思潮の高揚に伴って、そのより積極的側面を強調するものである。それは単に個人の尊厳を擁立するというだけでなく、これを「政策」にまで打ち出すことによって、政治・経済生活の衰弱から立ち直らせようとするものである。これは重農主義を奉ずる人達が干渉がましい政府に対して「勝手にさせろ」と要求したところに起元をもつ成語である。個人主義理念の具体化としての経済的自由は必然的に国家の干渉を拒否するが、それはもちろん、あらゆる統制を絶対に拒拆したわけではなくて、最小限度におし止めようとしたものにすぎなかった。広範に渉る重商主義的国家統制に較べて、その統制に制限を加えようとする、いわば「限定国家」の理論であった。立論の出発点は国家でなくて個人である。人や社会の福祉は、国家の指導によってではなくて、個人の創造的行為によって達成されるものであり、国家の干渉は人や社会の最大の利益のためにはむしろ有害でさえあると主張するのである。A. Smith の『国富論』 (*Wealth of Nations*, 1776.) は、個人ないし社会の福祉の増進にとって、重商主義的統制がいかに的是れのものであり非能率なものであるかの非難に充ちている。それはむしろ、個人的自由の実現を願望する悲願の書ともいべきものである。J. S. Mill も指摘しているとおり国家の干渉は極小の範囲に限定されるべきもので、その統制を強化拡大にあた

つての根拠を明らかにする義務は、国家の側にあるのであつて個人の側にあるのではない。自由放任はまさに一般原則であつて、よほどの理由がないかぎり、この原則からの逸脱は罪悪であるといわねばならない。人々の経済生活に対する干渉は、限られた資源から最大の欲求充足を獲ようと、個人的利益を追求する人間の自然の性情にもとるものである。自由市場の機構を攪乱することは、個人や社会の福祉を増進するための最も能率的資源利用を阻害することに他ならない。

スミスの経済学が与えた影響が広範かつ深刻なものであつたことはいうまでもないところである。『国富論』が実業家や政治家達に与えた衝撃が極めて大きかつたことは勿論であるが、E. Roll も指摘しているように、彼ら自由主義経済の使徒がいかに雄弁に説得的口調で語ろうとも、もし彼の教説を受け容れる用意のできていない聴衆に向つて呼びかけたのでなかつたら、大した成功は収めえなかつたであろう。当時の経済界で活躍する人々は、国家の統制がない方が各自の生活向上に有利なことを直感していたのである。必要なのは、この直感をロゴス的に加工する作業であり、理論づけによって客観化することであつた。彼らは国家的制約からの解放がいかに有利であるかを事実として知つてはいたが、理論的認識を未だ持つていなかった。社会における彼らの支配的位置について、経済学者が謳つた讃歌をきくことが、いかに彼らの耳に快かつたことか。営利行為の合理性と正当性を理論づけたこの個人主義ないし自由放任の哲学を彼らが歓迎しないはずがない。スミスの教説を嘉納したのは何れも実業家ばかりではない。政治家も一般人民も同じ態度でこれを迎えたのである。Roll はスミスの使徒であることを自ら認じていた政治家であつた。こうしてイギリスは自由放任政策を採用し、それは一八四六年の殺物条件の廃止の時まで続けられたのであつた。

『国富論』が上梓された一七七六年はあたかもアメリカ植民地で独立戦争が戦われた年でもある。この年は、いわば、中央政府の恣意的統制に抗して経済と思想の両面から反撃が加えられた年として記憶されるべき年なのである。スミスがイギリス重要主義に批判的を見出したと同様に、アメリカ人もまたこれに絶好の攻撃目標を見出したのであった。個人主義や代表制政府の理論にとってはむしろ新大陸こそ最も肥沃な耕地であったということが出来る。企業活動による開発を待っている豊かな大陸にこそ個人の創意が一段と意味を持ったといえよう。母国から遠く隔離しているためや不法取引の盛行などのために、本国の重商主義的規制が次第に弛緩していく傾向が、自由経済の制度を実現するに格好の条件を提供したことも見逃せない事実である。だが、アメリカ植民者の眼からみれば、彼らの代表者を参加させることを拒否したイギリス政府によって、恣意的な仕方での掠奪的統制を受けていると感ぜざるをえないものがあつたのである。植民者の不満は、商品に対する不当な課税や英帝国法規の時代錯誤な適用に集中していたが、これが七年戦争に引続く経済的不況に煽られて、ついに独立戦争にまで踏み切らせることになつたのである。

三

以上概観したように、社会は不断に流動の過程にある。しかし、それぞれの時代を劃分する社会組織の転変は突如として起るものでもない。それぞれ先行する時代の中に解体の契機が醸成され、克服されるべき矛盾が集中し、解決されるべき課題が意識されるようになった時、人々は果敢な実践によって、新しい社会組織が達成されてきたのである。歴史的創造的現象は、したがって、単に *Post hoc (この爲に)* ではなく、*Propter hoc (この爲に)*

ために）生み出されたものなのである。「かつ消えかつ結びて止まることを知ら」ぬ流れに浮かぶ泡沫をのみながめる鴨長明者流の觀照的立場からは、到底歴史的社会的現実の真相を把握することができない。われわれは深い底流にあるものの動勢をさぐらなければならぬ。十八世紀において素張らしい飛沫をあげた政治的・経済的自由の流れも、その源流は遠く歴史的過去の時代に求めることができる。すでにみたように、われわれは、古い過去と十八世紀とを結ぶ一と筋の糸を、経済史的にも思想史的にも見出すことができるであろう。だが、十八世紀における政治・経済思想が果した影響の広大さは、この時以前の社会史的社会において、問題の解決のためになされたいかなる試みも比較にならないものであった。個人企業制度と民主主義政体、これが「自由」の近代的実現形態であったのである。

この二つの制度は、現実には、どのように運営されているのか、また、それらは当初から現代まで、果してどのような連関をもってきたであろうか。全社会史を通じてみると、経済生活に対する国家の全面的統制は、限定され極小化された統制に比べて、はるかに支配的であった。中央集権的経済権力の方が個別的分権経済活動よりもより一般的であったのである。政治的・経済的自由が全盛期を迎えた十九世紀こそは、逆に集権的経済統制が加速度的に推進した時代でもあったことを知らねばならない。まことに、自由放任のヴィクトリア時代は二つの集権的時代に挟まれた寸時の幕間にすぎない。今日のわれわれは、一極に共產主義の政治・経済体制をもち、他極に資本主義のそれをもっている。言うまでもなく、それらの現実の姿態は、それぞれの理念型が示すようなものではなく、様々な社会主義体制や混合経済の体制をとっているのである。その中で、個人の政治的・経済的自由は何処へ行こうとしているのか。そして、このような基本的人権にしばしば限定を加えたり、時としては隸

属的奉仕を強いる国家とは一体何なのだろうか。

- (1) E. P. Cheyney, *An Introduction to the Industrial and Social History of England*, 1912, p. 174.
- (2) 拙著『経済生活の論理』第六章第一節の二を。
- (3) E. A. Johnson, *Some Origin of the Modern Economic World*, 1936, p. 62.
- (4) A. Marshall, *Principles of Economics*, 1930, p. 732.
- (5) C. Gide and C. Rist, *A History of Economic Doctrines*, 1948, pp. 8-9, 46。
- (6) 自然法思想を関しては拙著『社会思想史研究』殊に「第一部第二」「正義の座としての自然法思想の展開」を。
- (7) A. D. Lindsay, *Individualism*, (*Encyclopaedia of the Social Sciences*, vol. IV.) see.
- (8) J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, 1870, Vol. II, p. 569.
- (9) E. Roll, *A History of Economic Thought*, 1942, p. 156.